

〔巻頭言〕

公益信託法の見直し

理事 鎌野邦樹

法制審議会信託法部会は、平成29年12月12日に「公益信託法の見直しに関する中間試案」を取りまとめ、パブリックコメントを経て、本稿執筆の段階では「公益信託法の見直しに関する要綱案」のたたき台の検討がなされている（平成30年10月16日、第53回会議）。本学会では平成29年6月に「公益信託法の改正」のシンポジウムを開催した。

近く公益信託法の改正法が制定されると思われるが、公益信託に関する規定は、これまで数奇な運命をたどってきている。それらの規定は、旧信託法（大正11年法律第62号）の制定当初から設けられていたが、それらは、信託に関する一般的な規定（旧信託法1条～65条）の後に、66条で「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後六条ノ規定ヲ適用ス」と定めつつ、しかし実際は、67条から75条までの合計9条の規定であった（次に示す現行信託法による改正前の条文。なお、傍点は筆者）。また、平成18年12月成立の現行信託法（平成18年法律第108号）は、その審議にあたり、旧信託法の公益信託に関する規定の部分については、平成18年5月成立の公益法人制度改革法（平成18年法律第48号、第49号、第50号）をまっで見直す必要があるとして、旧信託法の法律番号を付けたまま、法令名を「公益信託ニ関スル法律」と改正して、旧信託法66条以下の規定の内容を基本的に維持するといった暫定的なものであった。このような経緯の下、上記の公益法人制度改革法における、旧民法上の公益法人から新たな非営利法人（一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人）への移行期間が平成25年11月に満了したこともあって、今般いわば独り立ちした形での「公益信託法」が成立しようとしている。

公益信託は、篤志家や企業等の委託者が、その所有する財産を特定の公益目的のための信託財産として、受託者をして、当該信託財産を管理・運用させ当該公益目的を実現させるための信託事務を遂行させるものである。中間試案は、今般の公益信託法の改正のポイントは、①公益信託の信託事務及び信託財産の拡大、②公益信託の受託者の拡大、③主務官庁による公益信託の許可・監督制の廃止の3点であるとする。③は公益法人制度改革法と平仄を合わせるものである。①は、現在の公益信託は、委託者が信託財産として金銭を拠出して受託者が奨学金の支給や研究の助成等の信託事務を行う《金銭助成型》に事実上限定されるが、改正法では、信託財産について金銭以外の美術品や不動産等にも拡大するとの提案であり、②は、①で述べたように現在は金銭助成型に事実上限定されているために、受託者はほぼ信託銀行に限られているが、改正法では、受託者は、信託銀行に限らず、《信託事務の適正な遂行能力を有する者》に拡大するとの提案である。最後に、このような方向で公益信託法が制定された場合における課題を一つだけ述べておこう。

公益財団法人と比較して、公益信託の最大の利点は、委託者が、その設定や設定後の運営につき少ない負担で、また、独立の事務所や専任職員を置かないで、自ら所有する信託財産を活用した公益事業について、基本的には既存の《適正な遂行能力を有する者》に委ねることにあると思われる。そうすると、このような受託者として、現在の金銭助成型の公益信託の受託者である信託銀行だけでなく、委託者の望む公益活動に精通した《一般社団法人・公益社団法人》が受託者として少なからず登場することが考えられる。そのような場合には、これらの法人と公益信託の協働（「コラボ」）による活発な公益活動が期待し得るが、そのためには、公益信託と非営利法人の両制度上の調整・整備が必要とされよう。